

令和2年度 一宮町

認可保育所（公立・私立）・認定こども園（私立：保育所型）

入所・入園のご案内

（令和2年4月～令和3年3月入所分）

このご案内には、ご利用いただける施設について申込みに関する手続き方法を掲載しています。必ず全ての項目をお読みいただいた上で必要な手続きをおこなってください。

記載内容につきましては、令和元年10月現在での情報となります。保育料など見直し検討中の項目もあるため、変更内容についてはホームページ等で改めてお知らせします。



一宮町キャラクター
一宮いっちゃん

○お問合せ先

一宮町子育て支援課子育て支援係

（役場庁舎1階）受付時間8：30～17：00（土日祝・年末年始除く）

〒299-4396

千葉県長生郡一宮町一宮2457

電話：0475-42-1415（直通）

お知らせ

一宮町保育所整備基本計画について

町では平成26年10月「一宮町保育所整備基本計画」を策定し、保育所の施設整備を実施しています。平成27年度から3年間で定員を90人増やしました。

まず、平成26年に愛光保育園が定員を20人増やす施設整備をおこない、平成27年4月に定員80人でスタートしました。

次に、平成28年4月、東浪見保育所が、愛光保育園を運営する社会福祉法人一粒の麦福祉会による定員80人の私立の認定こども園に変わりました。

更に、平成29年4月、一宮保育所が社会福祉法人どろんこ会（東京都）による定員170人の私立の認定こども園に変わりました。

民営化にあたって、法人・保護者・町で構成する三者協議会において協議を重ね、移管後の課題等についても引き続き協議し、質の向上に努めています。民営化後も保育の実施者として町の責任は変わりません。

公立いちのみや保育所については、令和元年秋から増築工事に着手しており、今後も児童の環境改善に努めるとともに、町の子育て支援の拠点として整備していきます。

～認定こども園とは～

幼稚園の教育と保育所の保育を一体的におこなう施設です。幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地域連携型の4つのタイプがあり、一宮町は保育所に幼稚園の機能を備えた保育所型の認定こども園です。保護者が働いている・いないにかかわらず施設の利用が可能になりました。

保育所運営の現状

保育所の運営経費を右図に示しました。

保護者の方からの保育料は約7,500万円で保育所運営に必要な経費の16%です。※

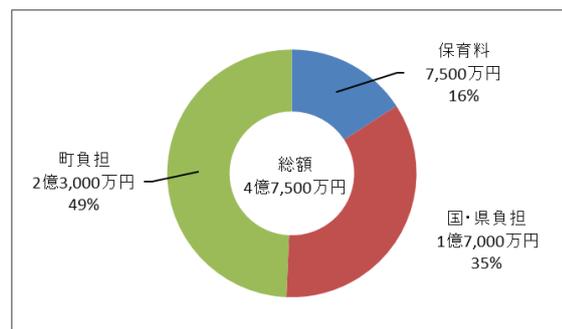
保育所運営には多くの町民の皆さんの税金が使われています。保育料についても、より適正な負担を図るよう検討しています。

今後とも、限られた財源の中で、効率的な保育所運営に努めてまいりますので、ご理解ご協力をお願いします。

【参考】入所児童ひとりあたりの経費（月額）

0歳児	約18.9万円
1・2歳児	約11.5万円
3歳児	約7.0万円
4・5歳児	約5.7万円

平成30年度決算の状況

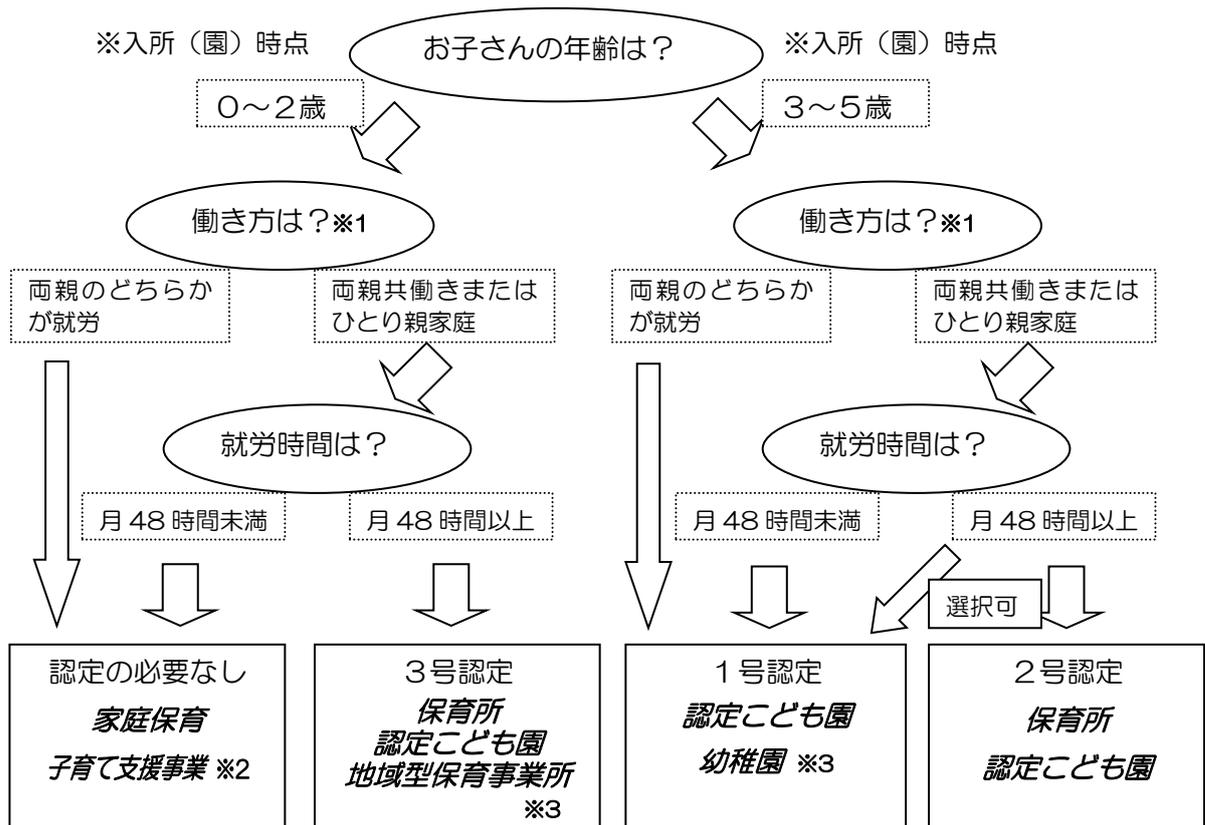


保育所の運営経費

※保育料の支払い方は施設によって異なり、保育所は町に、認定こども園は園に直接支払うシステムとなっています。図では、統計上4施設を保育所の徴収方法を基準として集計しています。

認定区分と利用できる施設

平成27年から始まった「子ども・子育て支援新制度」では、すべての子どもが希望する教育や保育を受けることができるよう、ご家庭の働き方等の状況により利用施設や利用時間が決まります。



※1 就労以外に、妊娠・出産、保護者の疾病、障害、介護・看護など「保育を必要とする事由」(3ページ(3)をご覧ください)に該当する場合、2・3号認定を受けることができます。集団生活を体験させたい、という理由では申込みできません。

※2 子育て支援事業には、一時保育事業や子育て支援センター事業等があります。

一時保育事業は町内全ての施設で実施する予定です。

子育て支援センター事業は、認定こども園及び私立保育園で実施します。

上記に類する事業として公立保育所では、親子教室・絵本貸出等実施しています。

(12ページをご覧ください)

※3 一宮町にはありません。

支給認定について

保育所や認定こども園の利用を希望する場合は、支給認定を受ける必要があります。認定された場合、「支給認定証」を交付します。「支給認定証」は、申請や届出の際添付が必要になりますので大切に保管してください。

(1) 対象児童について

対象となる児童は、一宮町に住所を有する0歳～5歳までの集団生活が可能な児童です。

(2) 支給認定の種類について

教育・保育を必要とする事由や年齢に応じた3つの支給認定区分によって、利用できる施設などが決まります。

支給認定区分	対象児童	利用できる施設
1号認定	教育を希望する満3歳以上	幼稚園※1・認定こども園（幼稚園部分）
2号認定	保育を必要とする満3歳以上	保育所・認定こども園（保育所部分）
3号認定	保育を必要とする満3歳未満	保育所・認定こども園（保育所部分）・ 地域型保育事業等※2

※1 幼稚園は子ども・子育て支援法による新制度の施設か、従前の制度のままか、施設が選択することとなっています。新制度の幼稚園を利用する場合は認定を受ける必要があります。希望する施設に確認してください。（町内に幼稚園はありません）

※2 現在町内で利用できる地域型保育事業はありません。

(3) 保育を必要とする事由について（2号認定・3号認定）《保護者の状況》

- ・就 労：月48時間以上就労している
- ・妊娠・出産：妊娠中又は出産後間がない
- ・疾病・障害：疾病・障害がある
- ・介護・看護：同居又は長期入院等している親族の介護・看護をしている
- ・災害の復旧：震災・風水害・火災その他の復旧にあたっている
- ・求職活動等：仕事を探している又は起業準備をしている
- ・就学等：大学・専門学校・訓練学校等に通っている
- ・虐待・DV：虐待やDVのおそれがあること
- ・その他：町長が認める上記に類する場合

(4) 支給認定の有効期間について

支給認定の有効期間は下表の通りですが、保育を必要とする事由が妊娠・出産の場合は産前2ヶ月・産後2ヶ月、求職活動の場合は3ヶ月です。

※保育を必要とする理由が妊娠・出産又は求職活動の場合には有効期間終了前にお知らせいたします。その後も保育所等の利用を希望する場合は新たに保育を必要とする事由が分かる書類（就労証明書や申立書等）を提出し、支給認定を再度受ける必要があります。

また、3号認定は、有効期間が終了する月中に、新たに2号の支給認定証を交付します。

支給認定区分	有効期間
1号認定	小学校就学前まで
2号認定	小学校就学前まで
3号認定	3歳の誕生日の2日前まで

(5) 保育必要量について

2号認定又は3号認定を受ける方には同時に保育必要量の認定を行います。

保育必要量は、保護者の保育を必要とする事由や就労時間等により【**保育標準時間(11時間)**】と【**保育短時間(8時間)**】に区分され、それぞれ利用できる時間が異なります。

保育必要量の区分	内容
保育標準時間	主にフルタイム勤務※1を想定した利用で、利用可能時間は最長11時間。 各施設が定める保育標準時間を越えた利用（開所時間内）には別途延長保育料がかかります。
保育短時間	主にパートタイム勤務※2を想定した利用で利用可能時間は最長8時間。 各施設が定める保育短時間を越えた利用（開所時間内）には別途延長保育料がかかります。

※1 1ヶ月120時間以上(おおむね1日6時間以上、週5日以上)

※2 1ヶ月48時間以上120時間未満(おおむね1日4時間以上、週3日以上)

※各施設が定める保育時間は、12ページの

利用できる保育施設

 をご覧ください。

申込みから入所（園）まで

令和2年度の保育所・認定こども園の入所（園）申込受付を下記の日程でおこないます。
出産や転入など令和2年度途中での入所（園）をお考えの方も受け付けます。

次項の「申込の必要書類」をそろえて、第一希望の保育所（園）にお子さん同伴※1でお越しください。

（※1 保育士との面接があります）

【認可保育所】

保育所名	日程	時間
いちのみや保育所 ☎ 0475-42-2514	令和元年 11 月 13 日（水）	午後 1 時半～3 時
愛光保育園 ☎ 0475-40-1033	令和元年 11 月 19 日（火）	午前 9 時半～10 時半

【認定こども園】

こども園名		日程	時間
東浪見こども園 ☎ 0475-36-7726	幼稚部	令和元年 11 月 7 日（木）	午後 2 時～3 時
	保育部	令和元年 11 月 20 日（水）	午後 2 時～3 時
一宮どろんこ保育園 ☎ 0475-44-7597	幼稚部	令和元年 10 月 4 日に終了しました	
	保育部	令和元年 11 月 18 日（月）	午後 1 時半～2 時半※2

※2 一宮どろんこ保育園（保育部）については当日の面接はありません。入所（園）決定後に実施します。

《上記日程で都合の悪い方》

令和元年 11 月 11 日（月）～11 月 25 日（月） 平日 8：30～17：00

この期間において子育て支援課 子育て支援係（役場本庁舎 1 階）で随時受付をします。

《11 月 26 日以降に申込みされた場合》

期限内（11 月 25 日まで）に申請された方の入所・入園が決定した後に審査します。ご了承ください。

また、やむを得ず令和2年度4月以降に利用申込をされる場合は、希望月の前月15日までに全ての書類を揃えてお申込ください。

入所（園）決定通知について

▶保育所・認定こども園（保育部）

令和2年2月頃、入所（園）申込者へ利用決定（保留）通知書を送付する予定です。

あわせて保育の必要性や必要量を記載した「支給認定証」を発行します。

「支給認定証」は、申請や届出の際、添付が必要になりますので大切に保管してください。

申込の必要書類

◎印の書類は一宮町ホームページ (<http://www.town.ichinomiya.chiba.jp/kosodate/hoikusyo/>) からダウンロードできます。

【認可保育所・認定こども園（保育部）】

現在の保育が困難な状況 保育が困難なことを証明する書類	勤務している		育児休暇中 出産休暇中			勤務内定 <small>「勤務開始後 一就労証明書」 を提出</small>	求職中 <small>☆勤務が決まり 次第提出</small>	出産予定 <small>申込時に 出産予定 のある方</small>	病気・障害	介護・看護	就学中	災害復旧
	外勤	自営・内職	育 申 取 得 中	そ の 後 時 は 出 産 休 暇 中、	そ の 後 時 は 出 産 休 暇 中、 育 休 取 得 し な い							
◎支給認定申請書 兼 保育所等利用申込書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
◎現況届 兼 家庭状況調査書	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
◎就労（内定）証明書 ※	●		●	●	●	●	☆					
◎自営業・農業就労申告書 ※		●										
事業開始届・領収書・チラシ等		●	※左記書類の提出がない場合、起業準備中として利用調整します									
◎申立書							●	●	●	●	●	●
求職カード等の求職活動を証明する書類							●					
母子手帳の写し								●				
診断書、障害者手帳等の写し									●			
（※いずれか1つ） 介護・看護を受ける方の診断書、 障害者手帳の写し、 介護保険認定結果通知の写し										●		
在学証明書または入学許可書の写し											●	
被災を証明する書類等												●

※就労証明書と自営業・農業就労申告書は、65歳未満の同居家族も必要です。

○申込みの際に提出された書類にて利用調整を行います。申込み時よりも就労時間が増えたとしても、申込み時点での内容で審査します。

○保育所等に入所できた場合、現時点よりも就労日数・時間数が増加することが決定している方は、事業所にその旨も記入していただくよう依頼してください。

○申込み期間終了後に転職し、申込み時点よりも勤務時間等が減った場合は速やかに就労証明書を再提出してください。

○事実と異なる虚偽の記載や申立て、又は必要事項を故意に申立てしなかった場合等、入所後の調査等で明らかになりますので、厳正に申請していただきますようお願いいたします。

入所（園）決定後のご注意

入所（園）決定後、下記の場合は速やかに届け出てください。

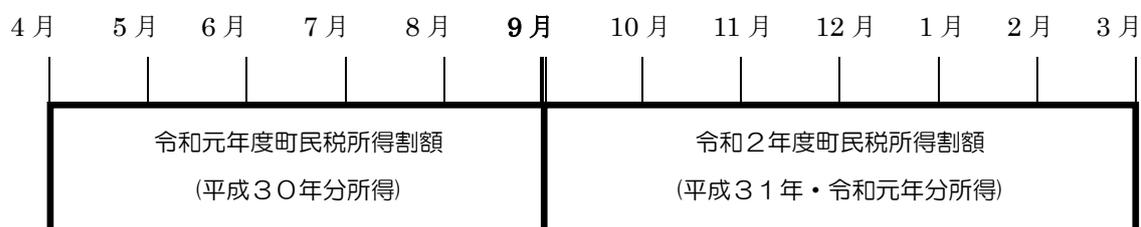
- ・申請書に記載した内容が変わったとき（住所、家庭状況、勤務先等）
- ・保育料決定後確定申告をしたとき（税の内容が変わったとき）

保 育 料

子ども・子育て支援新制度では、市町村民税所得割額に基づき保育料を算定しております。算定の基準となる課税年度の切り替え時期は、下表のとおり 9月です。

【参考】令和2年度保育料

令和2年度4月～8月分保育料	令和元年度市町村民税所得割額により算定
令和2年度9月～3月分保育料	令和2年度市町村民税所得割額により算定



決 定

- ・公立保育所、私立保育園、私立認定こども園の保育料は同じ基準で町が定めます。ただし、延長保育料金は施設により異なります。
- ・保育料は、子どもの扶養義務者である父母の市町村民税所得割額を基に決定します。なお、子どもと同居の祖父母等が家計の中心者であるとみなされる場合は、祖父母等の市町村民税所得割額も保育料算定の対象となります。
 - ※寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除を適用する前の税額
- ・保育料は1か月単位ですが、途中退所により、その月の利用が15日以下の場合は半額になります。
- ・保育料決定に必要な書類の提出がない場合は、最高額で決定します。
- ・令和2年度保育料の決定通知は4月中に施設を通じてお渡しします。

納 付 (3歳未満児)

- ・ 保育所保育料の支払いは口座振替でお願いしています。振替日は3日（土・日・祝日の場合は翌営業日）で、振替ができなかった場合は20日に再振替します。
- ・ 再振替できなかった場合は、児童手当法に基づき児童手当から特別徴収する場合があります。
- ・ 私立認定こども園の保育料は、園の定める方法によりお支払いください。

幼児教育・保育の無償化について

3～5歳児の保育料については、国の方針において、消費税率引上げ時の令和元年10月から無償化となりました。また、0～2歳児については、市町村民税非課税世帯のみ無償化の対象となります。無償化に伴い、今まで保育料の一部であった副食費（おかず・おやつ代）について、別途園へお支払いいただくこととなります※。

なお、金額と支払方法につきましては、各園ごとに異なりますので直接お問い合わせください。

※年収360万円未満相当世帯及び第3子以降のおさんは、副食費を免除いたします。

多子軽減の適用

- ・ 以下に該当する場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子とカウントし、保育料は第2子が半額、第3子以降が無料となります。

【認定こども園の幼稚園部分】年少から小学校3年生までの範囲内にきょうだいがいる場合

【保育所・認定こども園】小学校就学前の範囲内にきょうだいがいる場合

※ただし、兄弟が幼稚園又は障害児通所施設に在籍している場合は、その状況が分かる書類の添付が必要です。

- ・ 年収約360万円未満相当の世帯については、平成28年度から国の「幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進」による軽減が実施されています。
- ・ 町では第1子の年齢及び世帯年収に関わらず、3歳児以上の第3子以降を無料としています。

減 額

- ・ 主たる稼働者が失業（自己退職を除く）したとき、または、災害や病気などで特別に費用がかかり、保育料を納入することが著しく困難な場合に保育料の全部又は一部を免除されることがあります。
- ・ 保育料減免申請書に必要書類を添付して提出してください。（必ず減免されるとは限りません。）
- ・ 決定した翌月から適用されます。期限は理由により異なりその年度内に限ります。

《参考：令和元年度保育料表》

○1号認定保育料：認定こども園（幼稚園部）に適用されます。（給食費・教材費別）

階層区分	保育料	
	無償化前	無償化後
①生活保護世帯	0	0
②市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯含む)	0	0
③市町村民税所得割課税額 77,100 円以下	8,400	0
(※母子世帯等)	(0)	0
④市町村民税所得割課税額 211,200 円以下	12,300	0
⑤市町村民税所得割課税額 211,201 円以上	15,400	0

○2・3号認定保育料：保育所及び認定こども園（保育所部）に適用されます。

階層区分	3歳以上児(2号認定)			
	無償化前		無償化後	
	保育標準時間認定 (最長11時間利用)	保育短時間認定 (最長8時間利用)	保育標準時間認定 (最長11時間利用)	保育短時間認定 (最長8時間利用)
①生活保護世帯	0	0	0	0
②市町村民税 非課税世帯	5,000	4,900	0	0
(※母子世帯等)	(0)	(0)	(0)	(0)
③所得割課税額 48,600 円未満	12,950	12,700	0	0
(※母子世帯等)	(5,000)	(4,900)	(0)	(0)
④所得割課税額 97,000 円未満	19,400	19,000	0	0
⑤所得割課税額 169,000 円未満	24,100	23,600	0	0
⑥所得割課税額 301,000 円未満	28,000	27,500	0	0
⑦所得割課税額 301,000 円以上	28,600	28,100	0	0

階層区分	3歳未満児(3号認定)			
	保育標準時間認定 (最長11時間利用)	保育短時間認定 (最長8時間利用)	保育標準時間認定 (最長11時間利用)	保育短時間認定 (最長8時間利用)
	無償化前		無償化後	
①生活保護世帯	0	0	0	0
②市町村民税 非課税世帯	7,550	7,400	0	0
(※母子世帯等)	(0)	(0)	(0)	(0)
③所得割課税額 48,600円未満	16,100	15,800	左に同じ	
(※母子世帯等)	(7,550)	(7,400)		
④所得割課税額 97,000円未満	22,600	22,200		
⑤所得割課税額 169,000円未満	28,600	28,100		
⑥所得割課税額 301,000円未満	33,800	33,200		
⑦所得割課税額 301,000円以上	46,200	45,400		

・母子世帯等…「母子世帯等」「在宅障害児(者)のいる世帯」「生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯」

※この他、4階層の一部においても国の負担軽減策があります。

※上記保育料の他、各施設において保護者に負担していただく費用があります。詳しくは各施設にお問合せください。

延長保育について

公立保育所

保育所にお申込みください。入所後、保育所から手続きについてご案内します。

公立保育所以外の施設

園で受付・決定しています。利用方法や延長保育料については直接お問合せください。

送迎バスについて

いちのみや保育所に通う3歳以上児の送迎を無料でおこなっています。
愛光保育園・東浪見こども園・一宮どろんこ保育園は園による送迎はありません。

その他保育サービス

一時保育

全ての保育施設で実施する予定です。詳しくは施設に直接お問合せください。

病児保育

下記の2施設に委託して実施しています。役場子育て支援課子育て支援係で利用登録してください。

病児保育室	酒井医院病児保育（ラッコッコ）	外房こどもクリニック病児保育（パウルーム）
所在地	長生郡白子町北高根 2389 酒井医院内	いすみ市岬町和泉 1880-4 外房こどもクリニック内
電話番号	0475（33）1188	0470（80）2121
利用日時	午前7時から午後7時 月～水・金・土曜日（木・日・祝日休み）	午前8時30分から午後6時 月～金曜日（土・日・祝日休み）
利用料金	1日 2,500円 半日 1,500円（5時間以内） （昼食・おやつ付） 医療費別途	1日 2,000円 半日 1,000円（4時間以内） （昼食は持参または実費負担） 医療費別途

利用できる保育施設

		認可保育所		認定こども園	
施設名		いちのみや保育所	愛光保育園	東浪見こども園	一宮どろんこ保育園
設置経営		一宮町	(福)一粒の麦福祉会	(福)一粒の麦福祉会	(福)どろんこ会
定員		60人	80人	幼稚部 15人 保育部 65人	幼稚部 20人 保育部 150人
所在地		〒299-4301 一宮町一宮 1201-4	〒299-4312 一宮町宮原 69	〒299-4303 一宮町東浪見 8077-4	〒299-4301 一宮町一宮 8683
電話番号		(42)2514	(40)1033	(36)7726	(44)7597
認可年月日		S36.5.8	S28.4.1	H28.4.1	H29.4.1
施設構造		鉄筋平屋建	鉄骨2階建	鉄骨平屋建	木造2階建
建物延床面積		610㎡	567.67㎡	609.79㎡	1385.25㎡
開所時間		平日・土曜とも 7:00～19:00	平日 7:15～18:15 土曜 7:15～15:15	平日 7:00～19:00 土曜 8:00～17:00 (幼稚部は 平日 9:00～15:00)	平日・土曜とも 7:00～20:00 (幼稚部は 平日 8:30～15:30)
保育時間	標準時間利用 (最長11時間)	平日・土曜とも 7:00～18:00	平日 7:15～18:15 土曜 7:15～15:15	平日 7:30～18:30 土曜 8:00～17:00	平日・土曜とも 7:00～18:00
	短時間利用 (最長8時間)	平日・土曜とも 8:00～16:00	平日 8:00～16:00 土曜 8:00～15:15	平日・土曜とも 8:00～16:00	平日・土曜とも 8:00～16:00
子育て支援事業		<ul style="list-style-type: none"> 産休明け保育・障害児保育 一時保育・庭開放 育児栄養相談 親子教室(入所前児童対象) はらっぱ文庫(絵本貸出) 	<ul style="list-style-type: none"> 産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 子育て支援センター「おおぞら」 	<ul style="list-style-type: none"> 産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 子育て支援センター「しおかぜ」 	<ul style="list-style-type: none"> 産休明け保育 障害児保育 一時保育・庭開放 子育て支援センター「ちきんえつぐ」

一宮町保育施設の位置

一宮町保育施設の位置



■令和2年度 利用申込年齢

受入年齢	利用申込を行うお子さんの生年月日	卒園
5歳児	平成26年(2014年)4月2日生～平成27(2015年)年4月1日	R3. 3. 31
4歳児	平成27年(2015年)4月2日生～平成28(2016年)年4月1日	R4. 3. 31
3歳児	平成28年(2016年)4月2日生～平成29(2017年)年4月1日	R5. 3. 31
2歳児	平成29年(2017年)4月2日生～平成30(2018年)年4月1日	R6. 3. 31
1歳児	平成30年(2018年)4月2日生～平成31(2019年)年4月1日	R7. 3. 31
0歳児	平成31年(2019年)4月2日以降	R8. 3. 31

